

# 福岡県公報

令和4年10月4日  
第 337 号

## 目次

### 公 告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 1
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 1
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 1
- 令和4年度福岡県准看護師試験の実施 (医療指導課) …………… 2
- 介護老人保健施設の許可 (介護保険課) …………… 3
- 介護老人保健施設の許可 (介護保険課) …………… 3

### 人事委員会

- 福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C）採用試験の施行（令和4年2月18日福岡県公報第275号公告）により公告した福岡県警察官採用試験の試験日程及び合格発表日の変更  
(人事委員会事務局任用課) …………… 3

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- クロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6

## 再 掲

- 福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法の一部改正 (教育庁高校教育課) …………… 7

## 公 告

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和4年9月14日糸島市告示第190号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和4年9月14日糸島市告示第191号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和4年9月14日糸島市告示第192号）

## 公告

令和4年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和5年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

### 2 試験

#### (1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とする。

#### (2) 日時

令和5年2月14日（火曜日）午後1時30分から午後4時00分までとする。

なお、試験の説明を午後1時00分から行う。

#### (3) 会場

福岡市博多区石城町2-1

福岡国際会議場

なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況により、変更となる場合がある。

### 3 受験手続及び受付期間

#### (1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、当該住所を管轄する保健福祉（環境）事務所、保健所（北九州市にあっては小倉北区及び八幡西区以外の区については各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センター）又は福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室（以下「医師・看護職員確保対策室」という。）へ提出すること。

#### (ア) 受験願書

(イ) 写真票（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したものを貼付すること。

）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医師・看護職員確保対策室で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して所定の切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、令和5年1月4日（水曜日）から同月10日（火曜日）までとする。

イ 持参の場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

ウ 郵便による受験申込みは、令和5年1月10日（火曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、令和5年3月10日（金曜日）午前10時00分に福岡県保健医療介護部医療指導課前廊下に受験番号を掲示するほか、福岡県ホームページに掲載して行う。

(2) 合格者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、医師・看護職員確保対策室に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問合せには応じない。

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4059580011	介護老人保健施設 レイクヴィラたぎり 田川郡糸田町木実浦870番地3	社会福祉法人 猪位金福祉会	令和4年 9月1日

公告

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第137条の2の規定により次のように公示する。

令和4年10月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
介護老人保健施設	4059580029	介護老人保健施設 ユニット型레이크ヴィラたぎり 田川郡糸田町木実浦870番地3	社会福祉法人 猪位金福祉会	令和4年 9月1日

人事委員会

公告

福岡県（警察官A（男性）・警察官A（女性）・警察官A（武道指導）・警察官B（男性）・警察官B（早期採用男性）・警察官B（女性）・警察官B（早期採用女性）・警察官C）採用試験の施行（令和4年2月18日福岡県公報第275号公告）により公告した福岡県警察官採用試験の試験日程及び合格発表日を次のように変更する。

令和4年10月4日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

変 更 前						変 更 後					
回数	試験の種類	試験日		合格発表		回数	試験の種類	試験日		合格発表	
				第 1 次	発表日					第 1 次	発表日
第  202  回	警察官 A (男性)	第 1 次	9 月 18 日 ..... 10 月上旬～10 月中旬	第 1 次	10 月下旬	第  202  回	警察官 A (男性)	第 1 次	10 月 16 日 ..... 11 月上旬～11 月中旬	第 1 次	11 月下旬
		第 2 次	11 月上旬～11 月下旬	最 終	12 月下旬			第 2 次	12 月上旬～12 月中旬	最 終	1 月上旬
	警察官 A (女性)	第 1 次	9 月 18 日 ..... 10 月上旬～10 月中旬	第 1 次	10 月下旬		警察官 A (女性)	第 1 次	10 月 16 日 ..... 11 月上旬～11 月中旬	第 1 次	11 月下旬
		第 2 次	11 月上旬～11 月下旬	最 終	12 月下旬			第 2 次	12 月上旬～12 月中旬	最 終	1 月上旬
	警察官 A (武道指導)	第 1 次	9 月 18 日	第 1 次	10 月下旬		警察官 A (武道指導)	第 1 次	10 月 16 日	第 1 次	11 月下旬
		第 2 次	11 月上旬～11 月下旬	最 終	12 月下旬			第 2 次	12 月上旬～12 月中旬	最 終	1 月上旬
第  203  回	警察官 B (男性)	第 1 次	9 月 18 日 ..... 10 月上旬～10 月中旬	第 1 次	10 月下旬	第  203  回	警察官 B (男性)	第 1 次	10 月 16 日 ..... 11 月上旬～11 月中旬	第 1 次	11 月下旬
		第 2 次	11 月上旬～11 月中旬	最 終	12 月下旬			第 2 次	12 月上旬～12 月中旬	最 終	1 月上旬
	警察官 B (女性)	第 1 次	9 月 18 日 ..... 10 月上旬～10 月中旬	第 1 次	10 月下旬		警察官 B (女性)	第 1 次	10 月 16 日 ..... 11 月上旬～11 月中旬	第 1 次	11 月下旬
		第 2 次	11 月上旬～11 月中旬	最 終	12 月下旬			第 2 次	12 月上旬～12 月中旬	最 終	1 月上旬

詳細については、福岡県警察本部採用センターに問い合わせること。

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第236号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年10月4日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和4年11月25日（金） 午前10時から午後5時までの間

## (2) 講習会の場所

久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

## 福岡県公安委員会告示第237号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和4年10月4日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和4年11月2日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市城南区七隈七丁目41番15号 城南警察署 会議室	城南警察署
令和4年11月11日（金） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和4年11月23日（水） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署

## 2 講習の科目

(1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

(2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチ

- メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望に連絡することとなるので注意すること。

**福岡県公安委員会告示第238号**

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和4年10月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年12月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和4年12月8日(木) 午前9時00分～午後5時00分			
令和4年12月15日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和4年12月1日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字袖須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

**福岡県公安委員会告示第239号**

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第19条の2第2項の規定により告示する。

令和4年10月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和4年11月2日(水) 午前10時から午後5時までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部 561会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

**再 掲**

福岡県教育委員会公告式規則（昭和28年福岡県教育委員会規則第10号）第4条において準用する同条第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県教育委員会告示第12号**

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年3月福岡県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正し、告示の日以後に合否又は結果を発表する試験又は選考から適用する。

令和4年9月22日

福岡県教育委員会

## 1 の表中

福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学者決定結果通知を発送した日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	〃
福岡県立中等教育学校及び福岡県立中学校入学者決定	検査の総合評価	入学予定者及び補欠入学予定者の発表の日の翌日から1か月間	県立中等教育学校及び各県立中学校	〃

改める。

を  
に